改正後	改正前	備考
第23号様式(第36条)	第23号様式(第36条)	
(表)	(表)	
年 月 日	年 月 日 古式銃砲・刀剣類発見届 警察署長 様 届出人 (発見者との関係) R 見 者 (登録申請者) 職業 氏名 年 月 日生(歳) 発見年月日 年 月 日発見場所	
発見の端緒	発見の端緒	
おける カー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 日 1	
発見者(登録申請者) 職業 氏名 年月日生(歳) 発見物件 届出年月日 年月日 住所確認書類:住民票・運転免許証・その他()	(2) 光 元 日 職業 氏名 年 月 日生(歳) (登録申請者) 氏名 年 月 日生(歳) 発 見 物 件 届出年月日 年 月 日住所確認書類:住民票・運転免許証・健康保険被保険者証・その他()	
ち式銃砲・刀剣類登録通知書 公安委員会 様 教育委員会 回	古式銃砲・刀剣類登録通知書 公安委員会 様 教育委員会 回 (3)	
(3) 登録申請者 住所 電話番号 — 氏名 登録をした物件 登録記号番号	登録申請者 住所 電話番号 — 氏名 登録をした物件 登録記号番号	
サー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	T	
取 扱 者 係 階級 氏名 連絡先		

○ 千葉県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

改正後	改正前	備考
(裏)	(裏)	
注意 1 表側の(1)の票に必要な事項を記入の上、発見した物件と共に、最寄りの警察署に届け出てください。 2 「発見場所」とは、例えば押し入れ、土蔵、倉庫の中等の場所を記入してください。 3 「発見の端緒」とは、例えば引つ越し、大掃除、家屋の改築等の際に発見と記入してください。 4 発見の状況の分かる家族又は使用人で責任ある者が代わつて届出をすることも可能です。	注意 1 表側の(1)の票に必要な事項を記入の上、発見した物件と共に、最寄りの警察署に届け出てください。 2 「発見場所」とは、例えば押し入れ、土蔵、倉庫の中等の場所を記入してください。 3 「発見の端緒」とは、例えば引つ越し、大掃除、家屋の改築等の際に発見と記入してください。 4 発見の状況の分かる家族又は使用人で責任ある者が代わつて届出をすることも可能です。	
注意 1 この票を受領後、速やかに登録申請をしてください。 速やかに登録申請をしなかつた場合は、この票があつても、銃砲刀剣類所持 等取締法第3条第1項違反(不法所持)となります。 2 教育委員会に登録の申請をする際は、この票を登録申請書に添えて差し出してください。 3 登録を受けないと他人に譲り渡す等のことはできません。 4 登録されなかつた場合は、所持することができないので警察署に提出してください。 5 (2)の票と(3)の票とは切り離さないでください。 6 この票を亡失又は著しく毀損したときは、速やかに届出をした警察署に申し出てください。 上記注意事項を確認しました。 発見者氏名	注意 1 この票を受領後、速やかに登録申請をしてください。 速やかに登録申請をしなかつた場合は、この票があつても、銃砲刀剣類所持 等取締法第3条第1項違反(不法所持)となります。 2 教育委員会に登録の申請をする際は、この票を登録申請書に添えて差し出してください。 3 登録を受けないと他人に譲り渡す等のことはできません。 4 登録されなかつた場合は、所持することができないので警察署に提出してください。 5 (2)の票と(3)の票とは切り離さないでください。 6 この票を亡失又は著しく毀損したときは、速やかに届出をした警察署に申し出てください。 上記注意事項を確認しました。発見者氏名	